

Special Contents

職員からの Message

裁判官

東京地方裁判所 判事

木地 寿恵

民事事件の多くにおいて、裁判官は、両当事者から提出された資料を基に、両当事者と議論をし、検討し、解決の道筋をつけていきます。一件一件、真摯に事件に向き合い、解決していくことで、当事者の信頼を勝ち得ていく、その積み重ねによって、司法の信頼を支える存在の一つになることができますと思っています。

裁判所に訴えが提起されると、書記官・事務官は、その内容をチェックし、期間間で提出される書面の管理やチェックを行うなど進行管理にも関与し、

とりわけ書記官は終局の場面では和解調書を作成するなど、事件の始めから終わりまで裁判官とともに事件に関与していきます。裁判官にとって、書記官・事務官は、かけがえないチームメイトであり、頼れる存在です。

いま、社会の変化に伴って裁判所は大きな進化を遂げているところです。これからの裁判所は、これからの私たちが創っていく。これからの司法を担うみなさんをお待ちしています。



My Pride

この国の司法の信頼を
支える存在であること